

岡山市地域子育て支援拠点事業実施要綱

1 趣旨

この要綱は、岡山市地域子育て支援拠点事業（以下「事業」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

2 実施主体

事業の実施主体は、岡山市とする。ただし、事業の目的を効果的に達成するため必要と認めるときは、その実施を社会福祉法人、公益財団法人、特定非営利活動法人又は民間事業者等（以下「社会福祉法人等」という。）に委託（指定管理者の指定を含む）することができる。

3 事業内容

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業。

4 実施方法

(1) 基本事業

次のア～エの取組を基本事業としてすべて実施すること。

- ア 子育て親子の交流の場の提供と交流の促進
- イ 子育て等に関する相談、援助の実施
- ウ 地域の子育て関連情報の提供
- エ 子育て及び子育て支援に関する講習等の実施（月1回以上）

(2) 一般型

ア 事業内容

常設の地域子育て支援拠点（以下「拠点施設」という。）を開設し、子育て家庭の親とその子ども（主として概ね3歳未満の児童及び保護者）（以下「子育て親子」という。）を対象として（1）に定める基本事業を実施する。

イ 実施場所

- (ア) 公共施設、空き店舗、公民館、保育所等の児童福祉施設、小児科医院等の医療施設などの子育て親子が集う場として適した場所
- (イ) 複数の場所で実施するものではなく、拠点となる場所を定めて実施すること。

(ウ) 概ね10組の子育て親子が一度に利用しても差し支えない程度の広さを確保すること。

ウ 実施方法

(ア) 原則として週3日以上、かつ1日5時間以上開設すること。

(イ) 子育て親子の支援に関して意欲のある者であって、子育ての知識と経験を有する専任の者を2名以上配置すること（非常勤職員でも可）。

(ウ) 授乳コーナー、流し台、ベビーベッド、遊具その他乳幼児を連れて利用しても差し支えないような設備を有すること。

エ 地域の子育て拠点として地域の子育て支援活動の展開を図るための取組

(1) に定める基本事業に加えて、子育て支援活動の展開を図ることを目的として、次の(ア)～(エ)に掲げる取組のいずれかを実施するとともに、多様な子育て支援活動を通じて、関係機関や子育て支援活動を行っているグループ等とネットワーク化を図り、連携しながら、地域の子育て家庭に対し、よりきめ細やかな支援を実施することができるものとする。

(ア) 拠点施設の開設場所（近接施設を含む。）を活用した一時預かり事業（児童福祉法（以下「法」という。）第6条の3第7項に定める事業）またはこれに準じた事業の実施

(イ) 拠点施設の開設場所（近接施設を含む。）を活用した放課後児童健全育成事業（法第6条の3第2項に定める事業）またはこれに準じた事業の実施

(ウ) 拠点施設を拠点とした乳児家庭全戸訪問事業（法第6条の3第4項に定める事業）または養育支援訪問事業（法第6条の3第5項に定める事業）の実施

(エ) その他、拠点施設を拠点とした市町村独自の子育て支援事業（未就学児をもつ家庭への訪問活動等）の実施

オ 出張ひろば

地域の実情や利用者のニーズにより、親子が集う場を常設することが困難な地域にあっては、次の要件を満たすことにより、公共施設等を活用した出張ひろばを実施することができるものとする。

(ア) 開設日数は、週1～2日、かつ1日5時間以上とすること。

(イ) 一般型の職員が、必ず1名以上出張ひろばの職員を兼務すること。

(ウ) 実施場所は、年間を通して同じ場所で実施すること。ただし、地域の実情に応じて、複数の場所において実施することも差し支えないが、その場合には子育て親子のニーズや利便性に十分配慮すること。

カ 地域支援

介護, 障害, 子ども, 生活困窮分野における地域づくり事業を一体として実施することを踏まえ, 全ての拠点において地域全体で子どもの育ち・親の育ちを支援するため, 地域の実情に応じ, 地域に開かれた運営を行い, 関係機関や子育て支援活動を実施する団体等と連携の構築を図るための以下に掲げる取組を積極的に実施すること。

- (ア) 高齢者・地域学生等地域の多様な世代との連携を継続的に実施する取組
- (イ) 地域の団体と協働して伝統文化や習慣・行事を実施し, 親子の育ちを継続的に支援する取組
- (ウ) 地域ボランティアの育成, 町内会, 子育てサークルとの協働による地域団体の活性化等地域の子育て資源の発掘・育成を継続的に行う取組
- (エ) 本事業を利用したくても利用できない家庭に対して訪問支援等を行うことで地域とのつながりを継続的に持たせる取組

キ 配慮が必要な子育て家庭等への支援

障害児, 多胎児のいる家庭など, 配慮が必要な子育て家庭等の状況に対応した交流の場の提供や相談・援助, 講習の実施等ができるよう, 次の (a), (b) に掲げる実施方法により, 支援を実施することができるものとする。

- (a) 開設日数は, 週2日程度以上とすること。
- (b) 専門的な知識・経験を有する職員を配置等すること。

ク 休日における育児参加促進のための講習会の実施への支援

両親等がともに参加しやすくなるよう休日に育児参加促進に関する講習会を実施することができるものとする。

(3) 連携型

ア 事業内容

効率的かつ効果的に地域の子育て支援のニーズに対応できるよう児童福祉施設・児童福祉事業を実施する施設(以下「連携施設」という。)において, (1)に定める基本事業を実施する。

イ 実施場所

- (ア) 児童館・児童センターにおける既設の遊戯室, 相談室等であって子育て親子が交流し, 集う場として適した場所。
- (イ) 概ね10組の子育て親子が一度に利用しても差し支えない程度の広さを確保すること。

ウ 実施方法

(ア) 原則として週3日以上、かつ1日3時間以上開設すること。

(イ) 子育て親子の支援に関して意欲のある者であって、子育ての知識と経験を有する専任の者を1名以上配置すること。(非常勤職員でも可。)ただし、連携施設に勤務している職員等のバックアップを受けることができる体制を整えること。

(ウ) 授乳コーナー、流し台、ベビーベッド、遊具その他乳幼児を連れて利用しても支障が生じないような設備を有すること。

エ 地域の子育て力を高める取組

(1) に定める基本事業に加えて、地域の子育て力を高めることを目的として、中・高校生や大学生等ボランティアの日常的な受入・養成を行う取組を実施することができるものとする。

オ 配慮が必要な子育て家庭等への支援

障害児、多胎児のいる家庭など、配慮が必要な子育て家庭等の状況に対応した交流の場の提供や相談・援助、講習の実施等ができるよう、次の(a)、(b)に掲げる実施方法により、支援を実施することができるものとする。

(a) 開設日数は、週2日程度以上とすること。

(b) 専門的な知識・経験を有する職員を配置等すること。

カ 休日における育児参加促進のための講習会の実施への支援

両親等がともに参加しやすくなるよう休日に育児参加促進に関する講習会を実施できるものとする。

5 留意事項

(1) 事業に従事する者(学生等ボランティアを含む。)は、子育て親子への対応に十分配慮するとともに、その業務を行うにあたって知り得た個人情報について、業務遂行以外に用いてはならないこと。

(2) 事業に従事する者は、事業に従事するにあたって、基本研修及び子育て支援員研修事業実施要綱別表2-2の3に定める子育て支援員専門研修(地域子育て支援コース)の「地域子育て支援拠点事業」に規定する内容の研修を終了していることが望ましい。

(3) 市長(委託の場合は委託事業者)は、事業に従事する者を子育て支援員研修実施要綱別表3及び別表4に定めるフォローアップ研修及び現任研修その他各種研修会やセミナー等へ積極的に参加させ、事業に従事する者の資質、技能等の向上を図ること。

(4) 近隣地域の拠点施設は、互いに連携・協力し、情報の交換・共有を行うよう努める

とともに、保育所、福祉事務所、こども家庭センター、児童相談所、保健所、児童・民生委員、児童福祉施設、医療機関等と連携を密にし、効果的かつ積極的に事業を実施するよう努めること。また、事業実施を通じて支援が必要な妊産婦・こども・保護者を把握した場合には、こども家庭センターに当該妊産婦・こども・保護者に関する情報を共有し、必要に応じて支援の内容に関する協議を行うものとする。

(5) 重層の支援体制整備事業の趣旨を踏まえ、本事業の活動や支援を通じて、事業の参加者等から生活課題を受け止めた場合は、専門的な支援が必要なものは適切な支援機関につなぎ、つなぎ先が明確ではない複雑化・複合化した課題を受け止めた場合は多機関協働事業者につなぐ等の必要な支援を行うこと。

(6) 市長は、事業の実施に当たり、事業を実施する社会福祉法人等の情報交換の場の設置、事業内容の向上等を図るための研修の実施等、必要な調整、協力、支援等に努めるものとする。

6 費用

(1) 市長は、事業を実施するために必要な経費の一部を保護者から徴収することができる。

(2) 市長は、事業を委託する場合にあつては、当該委託に要する経費を社会福祉法人等に支払うものとする。この場合において、社会福祉法人等は、事業実施にあたり必要な経費の一部を保護者から徴収することができる。

7 その他

この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月8日から施行する。